

変 更 後	備考	変 更 前
<p style="text-align: center;"><b><u>家庭用ガス暖房システム選択約款（祝田団地）</u></b></p> <p>1. 目 的 この選択約款は、簡易ガス事業の用に供する設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営を以って合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。</p> <p>2. 選択約款の変更 (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された 契約条件の説明、書面交付等を行います。 (2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができません。 (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。 ① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更しようとする事項のみを説明し、記載します。 ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。 (4) この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、その他のこの選択約款に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明および契約変更前の 書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更しようとする事項の概要のみを書面に交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。</p> <p>3. 用語の定義 (1) 「家庭用ガス暖房システム」とは、エネルギー源としてガスを使用し、暖房を行う機能を有する 燃焼機器もしくは温水機器によって作られた温水を利用して暖房を行うシステムのことをいいます。 ( 燃焼機器もしくは温水機器とは、床暖房システム・ファンヒーター・浴室乾燥機等の暖房器を いいます。) (2) 「専用住宅」とは、居住の目的だけで建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。 (3) 「冬 期」とは、12月から4月までをいい、「その他期」とは、5月から11月までをいいます。 (4) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨て</p>	<p>削除 変更</p>	<p style="text-align: center;"><b><u>家庭用ガス暖房システム選択約款（祝田団地）</u></b></p> <p>1. 目 的 この選択約款は、簡易ガス事業の用に供する設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営を以って合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。</p> <p>2. 選択約款の届出及び変更 (1) この選択約款は、ガス事業法第37条の7第1項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、東北経済産業局長に届け出たものです。 (2) 当社は、東北経済産業局長に届け出てこの選択約款を変更することがあります。この場合、変更内容をあらかじめお客さまに通知の上、ガス料金その他の供給条件は変更後の選択約款によるものいたします。</p> <p>3. 用語の定義 (1) 「家庭用ガス暖房システム」とは、エネルギー源としてガスを使用し、暖房を行う機能を有する燃焼機器もしくは温水機器によって作られた温水を利用して暖房を行うシステムのことをいいます。 ( 燃焼機器もしくは温水機器とは、床暖房システム・ファンヒーター・浴室乾燥機等の暖房器をいいます。) (2) 「専用住宅」とは、居住の目的だけで建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。 (3) 「冬 期」とは、12月から4月までをいい、「その他期」とは、5月から11月までをいいます。 (4) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨て</p>

変更後	備考	変更前
<p>ます。</p> <p>(5)「単位料金」とは、8に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。</p> <p>(6)「基本料金(税込)」、「基準単位料金(税込)」とは、基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含んだ金額をいい、消費税法第63条の2の規定に基づき記載するものです。</p> <p>(7)「基本料金(税抜)」、「基準単位料金(税抜)」とは、基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含まない金額をいいます。</p> <p>4. 適用条件</p> <p>お客さまが、厨房および給湯等でガスを使用し、新たにガス暖房システム機器を設置し、専用住宅又は併用住宅で使用されるお客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。</p> <p>5. 契約の締結</p> <p>(1)お客さまは、適用する料金その他の供給条件を定めた家庭用ガス暖房システム契約をしていただきます。</p> <p>(2)契約期間は次のとおりといたします。</p> <p>① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の検針日までといたします。</p> <p>② 契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。</p> <p>ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了時の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として、12か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。</p> <p>(3)当社は、この選択約款の契約期間満了前に解約又は一般契約への変更をされたお客さまが同一需要場所でこの選択約款又は他の選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が解約の日又は一般契約への変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。</p> <p>ただし、解約又は<b>ガス小売供給約款</b>への変更が設備の変更又は建物の増改築のための一時不利用による場合は、この限りではありません。</p> <p>6. 使用量の算定</p> <p>各月使用分の使用量は、前月の検針日及び当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。</p> <p>ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日及び解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>	<p>ます。</p> <p>(5)「単位料金」とは、8に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。</p> <p>(6)「基本料金(税込)」、「基準単位料金(税込)」とは、基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含んだ金額をいい、消費税法第63条の2の規定に基づき記載するものです。</p> <p>(7)「基本料金(税抜)」、「基準単位料金(税抜)」とは、基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含まない金額をいいます。</p> <p>4. 適用条件</p> <p>お客さまが、厨房および給湯等でガスを使用し、新たにガス暖房システム機器を設置し、専用住宅又は併用住宅で使用されるお客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。</p> <p>5. 契約の締結</p> <p>(1)お客さまは、適用する料金その他の供給条件を定めた家庭用ガス暖房システム契約をしていただきます。</p> <p>(2)契約期間は次のとおりといたします。</p> <p>① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12ヶ月目の検針日までといたします。</p> <p>② 契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12ヶ月目の月の検針日までといたします。</p> <p>ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了時の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として、12ヶ月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。</p> <p>(3)当社は、この選択約款の契約期間満了前に解約又は一般契約への変更をされたお客さまが同一需要場所でこの選択約款又は他の選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が解約の日又は一般契約への変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。</p> <p>ただし、解約又は<b>簡易ガス供給約款</b>への変更が設備の変更又は建物の増改築のための一時不利用による場合は、この限りではありません。</p> <p>6. 使用量の算定</p> <p>各月使用分の使用量は、前月の検針日及び当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。</p> <p>ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日及び解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。</p>

変 更 後	備考	変 更 前
<p>7. 料 金</p> <p>(1)お客さまは、お支払いの時期により、(2)に定める早収料金又は(2)に定める遅収料金のいずれかを選択していただくことができます。</p> <p>(2)当社は、料金のお支払いが、支払義務発生日の翌日から起算して20日以内(以下「早収料金適用期間」といいます。))に行われる場合には、早収料金に消費税等相当額を加えたものを、早収 料金経過後にお支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増したもの(以下「遅収料金」といいます。))に消費税等相当額を加えたものを料金としてお支払いいただきます。</p> <p>なお、早収料金の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。</p> <p>(3)当社は、早収料金及び遅収料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。</p> <p>(4)当社は、家庭用ガス暖房システム契約には、別表の料金表(各料金表の基本料金(税抜)、基準単位料金(税抜)又は8の規定により調整単位料金(税抜)を算定した場合は、その調整単位料金(税抜)を用います。)を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。</p> <p>8. 単位料金の調整</p> <p>(1)当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表第1の各料金表の各基準単位料金(税抜)に対応する調整単位料金(税抜)を算定いたします。</p> <p>この場合、基準単位料金(税抜)に替えてその調整単位料金(税抜)を適用して早収料金を算定いたします。</p> <p>なお、調整単位料金(税抜)の適用基準は、別表第1のとおりいたします。</p> <p>イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき</p> <p style="padding-left: 20px;">調整単位料金(1立方メートル当たり)</p> <p style="padding-left: 20px;">= 基準単位料金(税抜) + 0.215円 × 原料価格変動額 / 100円</p> <p>ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき</p> <p style="padding-left: 20px;">調整単位料金(1立方メートル当たり)</p> <p style="padding-left: 20px;">= 基準単位料金(税抜) - 0.215円 × 原料価格変動額 / 100円</p> <p>(備 考)</p> <p>上記、イ、ロの算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切捨て。</p> <p>(2)(1)の基準平均原料価格、平均原料価格、原料価格変動額は、以下のとおりいたします。</p> <p>① 基準平均原料価格(トン当たり)</p> <p style="padding-left: 20px;">82,660円</p> <p>② 平均原料価格(トン当たり)</p> <p style="padding-left: 20px;">別表1の3(2)に定められた各3か月間における円建て貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりプロパン平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)を平均原料価格と致します。</p>	<p>追加</p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p>追加</p>	<p>7. 料 金</p> <p>(1)お客さまは、お支払いの時期により、(2)に定める早収料金又は(2)に定める遅収料金のいずれかを選択していただくことができます。</p> <p>(2)当社は、料金のお支払いが、支払義務発生日の翌日から起算して20日以内(以下「早収料金適用期間」といいます。))に行われる場合には、早収料金に消費税等相当額を加えたものを、早収料金経過後にお支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増したもの(以下「遅収料金」といいます。))に消費税等相当額を加えたものを料金としてお支払いいただきます。</p> <p>なお、早収料金の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。</p> <p>(3)当社は、早収料金及び遅収料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。</p> <p>(4)当社は、家庭用ガス暖房システム契約には、別表の料金表(各料金表の基本料金(税抜)、基準単位料金(税抜)又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。)を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。</p> <p>8. 単位料金の調整</p> <p>(1)当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表第1の各料金表の各基準単位料金(税抜)に対応する調整単位料金を算定いたします。</p> <p>この場合、基準単位料金(税抜)に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。</p> <p>なお、調整単位料金の適用基準は、別表第1のとおりいたします。</p> <p>イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき</p> <p style="padding-left: 20px;">調整単位料金(1立方メートル当たり)</p> <p style="padding-left: 20px;">= 基準単位料金(税抜) + 0.215円 × 原料価格変動額 / 100円</p> <p>ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき</p> <p style="padding-left: 20px;">調整単位料金(1立方メートル当たり)</p> <p style="padding-left: 20px;">= 基準単位料金(税抜) - 0.215円 × 原料価格変動額 / 100円</p> <p>(備 考)</p> <p>上記、イ、ロの算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切捨て。</p> <p>(2)(1)の基準平均原料価格、平均原料価格、原料価格変動額は、以下のとおりいたします。</p> <p>① 基準平均原料価格(トン当たり)</p> <p style="padding-left: 20px;">82,660円</p> <p>② 平均原料価格(トン当たり)</p> <p style="padding-left: 20px;">別表1の3(2)に定められた各3か月間における円建て貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりプロパン平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)を平均原料価格と致します。</p>

変更後	備考	変更前
<p>ただし、その金額が132,260円以上となった場合は、132,260円といたします。</p> <p>尚、平均原料価格は、当社の<b>本社事務所等</b>に掲示いたします。</p> <p>③ 原料価格変動額</p> <p>次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。</p> <p>(算式)</p> <p>イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき</p> $\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$ <p>ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき</p> $\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$ <p>9. その他</p> <p>その他の事項については、<b>該当地点群のガス小売供給約款</b>を適用いたします。</p> <p><b>付 則</b></p> <p>1. <b>この選択約款</b>の実施期日</p> <p><b>この選択約款</b>は、<b>平成29年4月1日</b>から実施いたします。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>削除</p>	<p>ただし、その金額が132,260円以上となった場合は、132,260円といたします。</p> <p>尚、平均原料価格は、当社の<b>本社及び営業所等</b>に掲示いたします。</p> <p>③ 原料価格変動額</p> <p>次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。</p> <p>(算式)</p> <p>イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき</p> $\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$ <p>ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき</p> $\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$ <p>9. その他</p> <p>その他の事項については、<b>簡易ガス供給約款</b>を適用いたします。</p> <p><b>附 則</b></p> <p>1. <b>本簡易ガス選択約款</b>の実施期日</p> <p><b>本簡易ガス選択約款</b>は、<b>平成26年4月1日</b>から実施いたします。</p> <p>2. <b>本簡易ガス選択約款の実施に伴う切替措置</b></p> <p>当社は、平成26年3月31日以前から継続して供給し、平成26年4月1日から平成26年4月30日までに支払義務が初めて発生するものについては、本選択約款の変更前の簡易ガス選択約款に基づき料金を算定するものといたします。</p>



変更後

備考

変更前

当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

4. 料金表

(1) 基本料金

その他期	0 m <sup>3</sup> から8 m <sup>3</sup> まで	841.41 円(税抜)	908.7228 円(税込)
	8 m <sup>3</sup> を超えるもの	1,218.85 円(税抜)	1,316.3580 円(税込)
冬 期	0 m <sup>3</sup> から8 m <sup>3</sup> まで	841.41 円(税抜)	908.7228 円(税込)
	8 m <sup>3</sup> を超え20 m <sup>3</sup> まで	1,218.85 円(税抜)	1,316.3580 円(税込)
	20 m <sup>3</sup> を超えるもの	3,408.45 円(税抜)	3,681.1260 円(税込)

(2) 基準単位料金

その他期	0 m <sup>3</sup> から8 m <sup>3</sup> まで	419.80 円(税抜)	453.3840 円(税込)
	8 m <sup>3</sup> を超えるもの	372.62 円(税抜)	402.4296 円(税込)
冬 期	0 m <sup>3</sup> から8 m <sup>3</sup> まで	419.80 円(税抜)	453.3840 円(税込)
	8 m <sup>3</sup> を超え20 m <sup>3</sup> まで	372.62 円(税抜)	402.4296 円(税込)
	20 m <sup>3</sup> を超えるもの	263.14 円(税抜)	284.1912 円(税込)

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金(税抜)を基に8の規定により算定した1立方メートル当りの単位料金といたします。

4. 料金表

(1) 基本料金

その他期	0 m <sup>3</sup> から8 m <sup>3</sup> まで	841.41 円(税抜)	908.7228 円(税込)
	8 m <sup>3</sup> を超えるもの	1,218.85 円(税抜)	1,316.3580 円(税込)
冬 期	0 m <sup>3</sup> から8 m <sup>3</sup> まで	841.41 円(税抜)	908.7228 円(税込)
	8 m <sup>3</sup> を超え20 m <sup>3</sup> まで	1,218.85 円(税抜)	1,316.3580 円(税込)
	20 m <sup>3</sup> を超えるもの	3,408.45 円(税抜)	3,681.1260 円(税込)

(2) 基準単位料金

その他期	0 m <sup>3</sup> から8 m <sup>3</sup> まで	419.80 円(税抜)	453.3840 円(税込)
	8 m <sup>3</sup> を超えるもの	372.62 円(税抜)	402.4296 円(税込)
冬 期	0 m <sup>3</sup> から8 m <sup>3</sup> まで	419.80 円(税抜)	453.3840 円(税込)
	8 m <sup>3</sup> を超え20 m <sup>3</sup> まで	372.62 円(税抜)	402.4296 円(税込)
	20 m <sup>3</sup> を超えるもの	263.14 円(税抜)	284.1912 円(税込)

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金(税抜)を基に8の規定により算定した1立方メートル当りの単位料金といたします。